

独立監査人の中間監査報告書

平成 16 年 12 月 16 日

株式会社 神戸製鋼所
代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安川 文夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成 16 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
2. セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報（事業区分の変更）」に記載のとおり、会社は従来「鉄鋼関連事業」に含めていた電力卸供給事業を、「電力卸供給事業」として区分表示することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 12 月 22 日

株式会社 神戸製鋼所
代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安川 文夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成 17 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（会計処理の変更）に記載されているとおり、鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産の評価方法については、従来、主として後入先出法を採用していたが、当中間連結会計期間より主として総平均法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、新株式の発行が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 16 年 12 月 16 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安川 文夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 152 期事業年度の中間会計期間（平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所の平成 16 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載のとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 12 月 22 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安川 文夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 153 期事業年度の中間会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所の平成 17 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項（会計処理の変更）に記載されているとおり、鉄鋼・溶接部門の加古川・神戸の 2 製鉄所及びアルミ・銅部門の長府・真岡の 2 製造所の製品、半製品、原材料、仕掛品の評価方法については、従来後入先出法を採用していたが、当中間期より総平均法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、新株式の発行が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。